

答 申 書

うきは市情報公開・個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

うきは市教育委員会（以下「実施機関」という。）による令和3年11月30日付公文書不存在決定処分（3う教総第201号）（以下「本件処分」という。）は適法であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 令和3年10月8日、審査請求人は、実施機関に対し、うきは市情報公開条例（平成17年条例第8号、以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の7件の情報公開請求を行った。

| | |
|-----|--|
| 件名① | ・令和3年9月28日に改めて情報開示された令和3年2月4日、3月2日、3月23日の教育委員会議事録（請願書の内容審議）の記載にある事項の次の①から④までの文書等。 ① 総務課への確認文書・メール・FAX・資料及びメモの一切。 （2月4日の議事録に記載あり） |
| 件名② | ② 総務省公務員課への確認と回答の文書・メール・FAX・資料及びメモの一切。（3月2日の議事録に記載あり） |
| 件名③ | ③ 北筑後教育事務所への確認と回答の文書・メール・FAX・資料及びメモの一切。（3月2日の議事録に記載あり） |
| 件名④ | ④ 市の顧問弁護士の見解を示す文書・メール・FAX・資料及びメモの一切。（3月23日の議事録に記載あり） |
| 件名⑤ | ・令和3年3月15日付2う教総第304号の文書。その3月15日を含む前後に懲罰委員会へ送付した文書・メール・FAX・資料及びメモの一切。 |
| 件名⑥ | ・令和3年3月4日に開催されたうきは市懲罰委員会へ教育委員会が提出した文書・メール・FAX・資料及びメモの一切。（3月4日に同委員会が開催されたことは、令和3年6月議会で公室長が答弁） |
| 件名⑦ | ・令和3年3月25日、元校長に交付した「嚴重注意書」の写し。 |

※ 本件処分に関係するのは太枠部分

- 2 実施機関は、1の情報公開請求に対し、次のとおり決定処分を行い、審

査請求人に通知した。

| | |
|--|------------------------------------|
| 件名③（北筑後教育事務所からの資料）に対する処分 | 令和3年11月30日付 情報公開決定（3う教総第201号） |
| 件名②、⑤、⑦に対する処分 | 令和3年10月22日付 情報部分公開決定（3う教総第201号） |
| 件名①、③（北筑後教育事務所からの資料以外（確認と回答の文書、メール、FAX、メモ）、④、⑥に対する処分 | 令和3年11月30日付 公文書不存在決定（3う教総第201号） |

※ 本件処分に関係するのは太枠部分

- 3 令和4年1月11日、審査請求人は、条例第17条第1項の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

請求人が、令和3年10月8日付で、開示請求したものが公文書不存在決定とされた。その不存在決定通知の内、⑥を除く①、③、④の公文書等については存在すると思われるので、存在の確認とその情報公開を求める。

2 本件審査請求の理由

請求人は、令和3年10月8日付で、うきは市教育委員会に情報公開請求書を提出した。その目的は、2021年3月25日にタイムカードの破棄等の件で1名の元校長が「厳重注意」処分を受けたことに関するものである。そのことでの処分庁である教育委員会の意思形成過程及び処分の法的根拠を知りたいと思ったからである。

しかるに上記の関連公文書等が「不存在」との決定が下された。

元校長は「厳重注意」処分を受けた当時はうきは市の会計年度職員として雇用されている。任命権者はうきは市教育委員会であり、処分者もまたうきは市教育委員会である。このように、この処分についてはうきは市教育

委員会の所管であり、その責任で行われたことはまぎれもない事実である。

にもかかわらず、処分の関係重要文書等が「不存在」とされていることは極めて不可解なことである。

関係の公文書等は存在するのではないかと思われるので、再調査確認されて、改めて開示されることを請求する。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件処分の理由を概ね次のとおり説明している。

- 1 本件処分に関する一連の経過を時系列にまとめると、次のとおりであり、審査請求人が「存在すると思われる」と主張する①、③、④の公文書については、表の太枠部分に関する件が該当すると思われる。

| 日付 | 経緯 | 請求文書 | 公開決定等 |
|----------|---|------|--|
| R2.12.25 | 審査請求人より請願書が提出される。 | — | — |
| R3.1.5 | 小学校におけるタイムカード破棄事案の対応について、教育長と学校教育課長（当時）が、北筑後教育事務所を訪問し、口頭で相談する。 北筑後教育事務所から、県教育委員会の懲戒処分の指針の提供を受けるとともに、口頭で以下のとおり回答を受けた。 ・県教委の懲戒処分に該当する案件には該当しないと思料。 ・当該職員を現在任用している市において、矯正措置を検討する案件と思料。 | ③ | 【公開決定】 ・北筑後教育事務所からの資料。 【不存在決定】 ・北筑後教育事務所への確認と回答の文書・メール・fax・及びメモの一切。 |
| R3.1.7 | 定例教育委員会にて、審査請求人より請願の説明を受ける。 | — | — |
| R3.1.22 | R3.1.5の北筑後教育事務所への相談結果について、学校教育課長（当時）が、総務課人事秘書係長に対して口頭で相談する。 | ① | 【不存在決定】 |
| R3.2.2 | R3.1.22の学校教育課長（当時）からの相談を受けて、総務課人事秘書係長が国 | ② | 【部分公開決定】 |

| | | | |
|-----------|--|---|-------------|
| | 等の考え方について調べた結果を、総務課人事秘書係長が学校教育課長（当時）に情報提供。 | | |
| R3. 2. 4 | 定例教育委員会にて請願書の内容審議。 | — | — |
| R3. 2. 22 | 教育長が北筑後教育事務所を別件で訪問した際に、再度本件の対応について口頭で相談。1/5と同様の回答を口頭で受ける。 | ③ | R3. 1. 5と同様 |
| R3. 3. 2 | 定例教育委員会にて請願書の内容審議。 | — | — |
| R3. 3. 12 | これまでの学校教育課長（当時）からの相談を踏まえ、総務課人事秘書係が地公法解釈の疑義について、顧問弁護士に相談した結果を、総務課人事秘書係長が学校教育課長（当時）に口頭で説明する。 | ④ | 【不存在決定】 |
| R3. 3. 15 | 市懲罰委員会の意見を聞くため、教育委員会から、市長に対して審議請求書を提出する。 | ⑤ | [部分公開決定] |
| R3. 3. 16 | 市懲罰委員会が開催される。 | — | — |
| R3. 3. 22 | 市懲罰委員会より審査報告書を受領。 | — | — |
| R3. 3. 23 | 臨時教育委員会にて請願書の内容審議。 | — | — |
| R3. 3. 25 | 被措置者に嚴重注意書を交付する。 | ⑦ | [部分公開決定] |

2 ①、③、④のやり取りについては、いずれも上の表の経緯の欄に記すとおり、文書によらず口頭で行ったものであるが、その趣旨は、元市立小学校校長のタイムカード破棄事案に関して、市教育委員会において職員の処分等を検討するにあたって、次のとおり疑義が生じたため、それを整理するために行ったものである。

- ・ タイムカードの破棄という非違行為があったときの、対象者の身分は県費負担教職員であるが、その後定年退職を迎え、引き続き市の会計年度任用職員として任用されている。
- ・ 非違行為があった時点の身分は県費負担教職員であり、その任命権者は、県教育委員会であるが、現在の身分である市会計年度任用職員の任命権者は、市教育委員会である。

- ・ この場合において、市教育委員会が懲戒処分を行う、又は訓告処分を行うことが出来るのかどうか。

一連の相談や検討の結果、この場合の懲戒処分権者については、非違行為があった時点の任命権者である県教育委員会であるとの整理を行った。

また、県費負担教職員のサービスを監督するのは、市教育委員会であり、対象者は市職員として引き続き市職員としての身分を有している状況であるので、この場合において、市教育委員会を対象者に対して業務遂行上の矯正措置である訓告を行うことは可能であるとの整理を行った。

以上のとおり、関係機関等に対して、地方公務員法等の解釈を巡る相談を行ったものであり、文書を作成しなくても処理可能な事案であるとの判断から文書を作成していないものである。

よって、請求者が情報公開請求した①、③、④に該当する公文書が存在しないことは事実であり、本件について公文書不存在決定をしたことは妥当である。

第5 調査審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

| 日付 | 経過 |
|-----------|--|
| 令和4年2月3日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書の受理 ・ 実施機関から弁明意見書を收受 |
| 令和4年2月21日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人から反論意見書を收受 ・ 審査請求人から口頭意見陳述申立書を收受 ・ 審査請求人から実施機関への質問予定事項を收受 |
| 令和4年3月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人から反論意見書の追加資料を收受 |
| 令和4年3月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人による口頭意見陳述 (口頭意見陳述要旨の提出あり) ・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議 |
| 令和4年3月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人から追加意見書を收受 |
| 令和4年3月23日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人から提出された追加意見書について |

～ 3月29日

(書面による意見聴取)

第6 審議会の判断

1 調査の結果認定した事実

- (1) 令和元年度の御幸小学校校長（以下元校長という。）は、令和2年3月分の同小学校教職員の超過勤務記録を同月31日の終業時刻前とうきは市教育センターに対してメールによる報告を行い、公文書であるタイムカードを破棄した等の非違行為を行った。
- (2) 元校長は、令和元年度は県費負担教職員であったが、その後定年退職し、令和2年度はうきは市会計年度任用職員となっていた。
- (3) 令和3年1月5日、うきは市教育長と学校教育課長（当時。以下同じ。）は北筑後教育事務所を訪問し、同事務所の副所長と人事管理主事に対して、元校長の非違行為について、県の懲戒処分等の対象になるのか、市の懲戒処分等の対象になるのかを相談をしたところ、両名から、県の懲戒処分に該当する案件ではなく、現在職員を任用しているうきは市において強制措置を検討する案件である旨の回答を得た。
- (4) 令和3年1月22日、学校教育課長は、(3)の北筑後教育事務所への相談結果について、うきは市総務課人事秘書係長に相談した。
- (5) 令和3年2月2日、人事秘書係長は、(4)の相談を受けて、国等の考え方について調べた結果を学校教育課長に伝えた。
- (6) 令和3年2月22日、教育長は、別件で北筑後教育事務所を訪問した際、同事務所の副所長と人事管理主事に対して、(3)の相談内容について再度確認し、同様の回答を得た。
- (7) 令和3年3月5日、うきは市総務課総務法制係長は、人事秘書係長が学校教育課長から受けた相談内容及び調査結果をまとめたものを、うきは市の顧問弁護士にFAX送信して見解を求めた。
- (8) 令和3年3月11日、総務法制係長は、電子メールによって受領した顧問弁護士の見解を、人事秘書係長に電子メールで送信した。
- (9) 令和3年3月12日、人事秘書係長は、(8)の顧問弁護士の見解を学校教育課長に伝えた。

2 審議会の判断

審査請求人がその不存在を争う文書等を整理すると、上記（３）、（４）、（５）、（６）、（９）において、実施機関が作成、保管等をした文書等ということになる。実施機関からはいずれも口頭でのやりとりであり文書等は存在しないとの説明であるが、当審議会としては、実施機関の説明は特段に不自然、不合理とはいえないと判断する。

すなわち、（３）は、教育長及び学校教育課長が、北筑後教育事務所に対して、元校長の非違行為についての懲戒処分等の権限が非違行為当時の任用権者である県にあるのか、処分を検討している時点での任用権者である市にあるのかを相談したというものであるが、非違行為の内容や相談の内容は複雑なものではなく口頭で説明可能な内容と考えられるうえ、北筑後教育事務所からの回答も、処分等の権限が県にあるのか、市にあるのかという二者択一のものであるから複雑なものではない。とすれば、相談を受けた北筑後教育事務所が何かしらのメモなどの文書を残したかどうかはともかくとして、相談を持ちかけた教育長及び学校教育課長において、相談をするにあたって文書等を用意しないことが不自然、不合理であるとまではいえない。

また、（４）も同様に、相談を受けた人事秘書係長が何かしらのメモなどの文書を残したかどうかはともかくとして、相談を持ちかけた学校教育課長において、相談をするにあたって文書等を用意しないことが不自然、不合理であるとまではいえない。

次に、（５）は、人事秘書係長から学校教育課長への回答ということになるが、これも回答内容が複雑なものではないことから人事秘書係長が口頭だけで回答を伝え、学校教育課長が回答内容を文書に残さなかったとしても不自然、不合理とまではいえない。

また、（６）は、教育長が別件で北筑後教育事務所を訪ねた際のやりとりに過ぎないことや（３）での回答を確認した程度に過ぎないことから、文書等が残っていないとしても不自然、不合理とはいえない。

最後に、（９）は、人事秘書係長から学校教育課長に対する顧問弁護士からの見解の説明であるが、そもそも学校教育課長は人事秘書係長に相談をした際に顧問弁護士の見解を求めたわけではない。相談を受けた人事秘書係長が自身の見解をまとめるにあたって顧問弁護士の見解を確認したというに

過ぎないのであって、人事秘書係長が顧問弁護士の見解が示された文書等を学校教育課長に交付しなかったとしても不自然、不合理とはいえない。

以上のとおり、実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、その他に実施機関において文書等を作成、保管等したことをうかがわせる事情は認められないことから、審査請求にかかる文書は不存在であると認める。

よって、これらの文書を不存在とした実施機関の決定は相当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

令和4年4月27日

うきは市情報公開・個人情報保護審議会